

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則
の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則（平成20年横須賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「市民部長」を「民生局地域支援部長」に改める。

第1条中「市民部長」を「民生局地域支援部長（以下「地域支援部長」という。）」に改める。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「市民部長」を「地域支援部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

民生局地域支援部長

教育委員会の権限に属する事務の一部を~~市民部長~~に委任する規則

(趣旨) 民生局地域支援部長(以下「地域支援部長」という。)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の~~市民部長~~への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

地域支援部長

(委任事項)

第2条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、その権限に属する社会教育に関する事務のうち、次に掲げる事務を~~市民部長~~に委任する。

- (1) コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)第2条に規定するセンターを生涯学習の利用に供すること。
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催すること(教育委員会が行うものを除く。)
- (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供を行うこと(教育委員会が行うものを除く。)
- (4) 図書館条例施行規則(昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号)第7条第1項に規定する配本所(コミュニティセンターに設置するものに限る。)に係ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、福祉の増進に寄与すること。

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条の規定により~~市民部長~~に委任した事務を自ら行うことができる。

地域支援部長